

2022年1月18日

各位

青和信用組合

### NISA口座のみなし廃止措置について

令和3年度の税制改正に伴い、2017年（平成29年）以前にNISA口座を開設された方で、下記の要件に該当されるお客さまについて、2022年1月1日（土）をもって、NISA口座のみなし廃止措置のお手続きをさせていただきました。

#### 記

##### 1. 対象となるお客さま

以下の2点の要件を同時に満たし、当組合へマイナンバーの届出をいただいていない場合。

- ① 当組合のNISA口座において、2017年（平成29年）分の非課税管理勘定（非課税枠）が設定されていること。
- ② 当組合のNISA口座において、2018年（平成30年）以降の非課税管理勘定（非課税枠）あるいはつみたてNISAの設定がされていないこと

※今後、当組合にてNISA口座の利用をご希望される場合は、あらためて非課税口座開設のお手続きが必要となりますので、当組合取引店にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

##### 2. NISA口座のみなし廃止措置について

令和3年度の税制改正に伴い、項番1.の「対象となるお客さま」のNISA口座について、2022年1月1日（土）をもって、非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなして廃止いたしました。

廃止時点で、NISA口座の2017年分の非課税管理勘定に保有されていた残高につきましては、ご案内のとおり、非課税保有期間の満了に伴い、特定口座に移管しております。

なお、みなし廃止措置に基づくNISA口座廃止の場合は、「非課税口座廃止通知書」は作成いたしません。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

青和信用組合 お客様相談窓口

TEL 0120-493-554

【受付時間：平日9時から午後5時】

以上